

## 宮城県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金等交付要綱

### （趣旨）

第1 県は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら障害児者にサービスの提供を継続するため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」（令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）3の（1）、（3）及び（4）の事業を行う者（以下「補助事業者等」という。）に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において宮城県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金等（以下「補助金等」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、国実施要綱、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働省事務次官通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付対象及び補助額等）

第2 補助金等の交付対象となる事業、対象事業所、対象経費及び交付額等は、別表に掲げるとおりとし、令和2年4月1日から令和3年3月末日までに実施した事業を対象とする。

### （交付の申請）

第3 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その申請方法及び提出期限は、知事が別に定めるものとする。

ただし、別表（4）慰労金支給事業については、職員が退職したため障害福祉サービス施設・事業所等が連絡先を把握できない場合等は当該個人が申請するものとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、前項但書の場合を除き、次のとおりとする。

- （1）事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- （2）事業実施計画書（様式2）
- （3）障害福祉慰労金受給職員表（様式3）
- （4）その他知事が必要と認める書類等

3 第3条第1項但書の場合の申請においては、次の書類を添付する通りとする。

- （1）公的身分証明書の写し
- （2）振込先口座が分かる金融機関名及び口座番号がわかる通帳やキャッシュカードの写し

4 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

（交付の条件）

第4 規則第5条の規定により付する条件は、第3第1項但書の場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（民間団体にあたっては30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業完了後に、別表（4）慰労金支給事業のみを行う場合を除き、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）においては、別記様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに知事に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金等に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 補助金等と補助事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

イ 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第5号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくこと。

ロ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、帳簿及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくこと。

（実績報告）

第5 規則第12条の規定による補助事業の実績報告は、補助事業者は、第3第1項但書の場合を除き、知事が別に定める様式及び期日により、事業実績報告書を提出するものとする。

（補助金等の交付方法）

第6 この補助金等は、第3第1項但書の場合を除き、原則として概算払により交付するものとする。

2 前項の規定によらず、知事が別に定める方法により、精算による申請を行った場合は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定後に交付するものとする。

3 第3第1項但書の場合は、交付決定と同時に額を確定したものと補助金等を交付するものとする。

4 規則第13条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者は県にその超過交付額を返還しなければならない。

(書類の提出部数)

第7 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和2年度予算に係る補助金等に適用する。

別表

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（感染発生時対応・衛生用品管理等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。）

|  |   |             |
|--|---|-------------|
| 対象事業所  | 令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等の提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス事業所・施設等  |             |
| 通所系  | 1 療養介護  | 2,374千円/事業所 |
|  | 2 生活介護  | 757千円/事業所   |
|  | 3 自立訓練（機能訓練）  | 346千円/事業所   |
|  | 4 自立訓練（生活訓練）  | 273千円/事業所   |
|  | 5 就労移行支援  | 265千円/事業所   |
|  | 6 就労継続支援A型  | 335千円/事業所   |
|  | 7 就労継続支援B型  | 353千円/事業所   |
|  | 8 就労定着支援  | 52千円/事業所    |
|  | 9 自立生活援助  | 27千円/事業所    |
|  | 10 児童発達支援   | 380千円/事業所   |
|  | 11 医療型児童発達支援  | 240千円/事業所   |
|  | 12 放課後等デイサービス   | 360千円/事業所   |
| 短期入所   | 13 短期入所   | 204千円/事業所   |
| 入所・居住系   | 14 施設入所支援   | 1,215千円/事業所 |
|  | 15 共同生活援助（介護サービス包括型）  | 402千円/事業所   |
|  | 16 共同生活援助（日中サービス支援型）  | 358千円/事業所   |
|  | 17 共同生活援助（外部サービス利用型）  | 180千円/事業所   |
|  | 18 福祉型障害児入所施設   | 1,182千円/事業所 |
|  | 19 医療型障害児入所施設   | 635千円/事業所   |
| 訪問系  | 20 居宅介護   | 115千円/事業所   |
|  | 21 重度訪問介護   | 188千円/事業所   |
|  | 22 同行援護   | 65千円/事業所    |
|  | 23 行動援護   | 115千円/事業所   |
|  | 24 居宅訪問型児童発達支援  | 46千円/事業所    |
|  | 25 保育所等訪問支援   | 38千円/事業所    |
| 相談系  | 26 計画相談支援   | 60千円/事業所    |
|  | 27 地域移行支援   | 44千円/事業所    |
|  | 28 地域定着支援   | 46千円/事業所    |
|  | 29 障害児相談支援  | 44千円/事業所    |
| 対象経費   | <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないかかり増し経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用</li> <li>・外部専門家等による研修の実施に要する費用</li> <li>・（研修受講等に要する）旅費、宿泊費等</li> <li>・感染防止を徹底するための面会室の改修費</li> <li>・建物内外の消毒費用・清掃費用</li> <li>・感染防止のための増員のため発生する追加的人件費</li> <li>・感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料</li> <li>・自動車の購入又はリース費用</li> <li>・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用</li> <li>・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料</li> <li>・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用</li> <li>・居宅介護職員による同行指導への謝金</li> <li>・医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費等</li> </ul> |             |
| 交付額の算定   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出（見込）額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> <li>・1施設・事業所当たり上限額に達するまで助成することができる。</li> </ul>   |             |
| <p>※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。</p> <p>※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。</p> <p>※3 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。</p> |   |             |

別表

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。）

|  |  |
|--|--|
| 基準単価   | 3,000千円/施設・事業所   |
| 交付額の算定   | ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出（見込）額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 |
| ※ 対象事業所：障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所 |  |

(3) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

| 対象事業所  |                         | ① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業   | ② 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業  |
|--------|-------------------------|---|---|
|        |                         | 令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域相談支援事業所（※3）  | 令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所 |
| 通所系    | 1 療養介護                  | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 2 生活介護                  | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 3 自立訓練（機能訓練）            | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 4 自立訓練（生活訓練）            | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 5 就労移行支援                | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 6 就労継続支援A型              | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 7 就労継続支援B型              | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 8 就労定着支援                | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 9 自立生活援助                | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 10 児童発達支援               | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 11 医療型児童発達支援            | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 12 放課後等デイサービス           | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
| 短期入所   | 13 短期入所                 | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 14 施設入所支援               |   |   |
| 入所・居住系 | 15 共同生活援助（介護サービス包括型）    |   |   |
|        | 16 共同生活援助（日中サービス支援型）    |   |   |
|        | 17 共同生活援助（外部サービス利用型）    |   |   |
|        | 18 福祉型障害児入所施設           |   |   |
|        | 19 医療型障害児入所施設           |   |   |
| 訪問系    | 20 居宅介護                 | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 21 重度訪問介護               | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 22 同行援護                 | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 23 行動援護                 | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 24 居宅訪問型児童発達支援          | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 25 保育所等訪問支援             | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
| 相談系    | 26 計画相談支援               | 1.5千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 27 地域移行支援               | 2千円/利用者   | 200千円/事業所   |
|        | 28 地域定着支援               |   |   |
|        | 29 障害児相談支援              | 2.5千円/利用者   | 200千円/事業所   |
| 対象経費   |                         | 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないかかり増し経費等<br>「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用<br>・長机、飛沫防止パネルの購入費<br>・換気設備の購入及び設置に要する経費<br>・電動自転車等の購入又はリース費用<br>・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用<br>・感染防止のため内装改修費等 |   |
| 交付額の算定 | ・1利用者につき1回まで助成することができる。 | ・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。<br>・1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。  |   |

※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

※3 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

- ・計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所：在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った事業所。
- ・在宅サービス事業所：在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスをj確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行った事業所。

別表  
 (4) 慰労金支援事業

対象事業所

|            |               |  |
|------------|---------------|--|
| 支給対象施設・事業所 | 通所系サービス事業所    | 生活介護、療養介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する事業所 |
|            | 障害者支援施設等      | 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設   |
|            | 短期入所サービス事業所   | 短期入所を実施する事業所   |
|            | 訪問系サービス事業所    | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所   |
|            | 重度障害者等包括支援事業所 | 重度障害者等包括支援事業を実施する事業所   |
|            | 相談支援事業所       | 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援を実施する事業所   |
|            | 地域生活支援事業所     | 市町村事業<br>県事業   |

支給対象者

|   |
|---|
| <p>慰労金の支給対象となる職員は、①及び②に該当する者</p> <p>①支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員</p> <p>②次のいずれにも該当する職員</p> <p>(イ)支給対象施設・事業所で通算して10日以上勤務した者(※)</p> <p>(ロ)慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員(派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として支給対象施設・事業所において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。)</p> <p>※ 支給対象施設・事業所において勤務した日が、令和2年2月21日から令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上ある者。<br/>         なお、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない</p> |
|---|

慰労金の支給は、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源として支給される医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

支給額

|   |   |                          |
|---|---|--------------------------|
| ① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員 | (訪問系サービス事業所の場合)<br>実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員             | 支給額<br>1人20万円            |
|   | (その他の支給対象施設・事業所)<br>実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日(※)以降に当該施設・事業所で勤務した職員 | 支給額<br>1人20万円            |
|   | それ以外の職員   | 支給額<br>1人5万円             |
| ② 上記以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員                                 |   | 支給額<br>1人5万円             |
| ③ ①及び②に係る振込手数料  |   | 知事が必要と認める額<br>(千円未満切り捨て) |

※患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日